

第10回 新居浜市子ども・子育て会議議事録概要

- 1 日 時 平成27年8月27日(木) 15:00～16:15
- 2 場 所 新居浜市役所3階 応接会議室
- 3 出席者 岡田真理子委員、合田 史宣委員、立花久美子委員、合田 幸広委員、
渡部 昭子委員、三並 保委員、八子美代子委員、明比 清美委員、
住 竜太郎委員、近藤直緒美委員、岡野 弥生委員、松本 彰委員、
高橋由紀子委員(以上名簿順)
(欠席者) 神野 年夫委員、真鍋 曜委員
事務局：子育て支援課 岡部部長 藤田次長 尾崎主幹
藤田主幹
傍聴者：(株)ハートネットワーク

4 会議結果

(1) 開会挨拶

【藤田次長】

みなさん、こんにちは。ただ今から、第10回新居浜市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

私は、当会議事務局子育て支援課の藤田でございます。当会議の会長が選任されますまで、会の進行を務めさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

委員の皆様には、大変ご多忙のところ「第10回新居浜市子ども・子育て会議」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、新居浜商工会議所の真鍋委員さんから、他の用務のため出席できない旨、あらかじめ連絡がございましたので、ここでご報告させていただきます。

なお、本日は当会議委員として、13名の方のご出席をいただいておりますので、「新居浜市子ども・子育て会議条例第6条第2項」に規定する過半数の出席要件を満たしており、本会議が成立していることをご報告いたします。

また、会議の公開につきましては、「新居浜市審議会等の公開に関する要綱第3条」により、原則公開することとなっており、当会議の状況を市民の皆さんへ明らかにするとともに、会議運営の透明性を確保するため、全面公開とさせていただきますことをご了承ください。なお、本日の会議には、傍聴の方がお一人いらっしゃいます。

それでは、お手元配付の会次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。まず、開会に当たりまして、近藤副市長からご挨拶を申し上げます。

(2) 市長挨拶

【近藤副市長】

みなさん、こんにちは。新居浜市副市長の近藤でございます。

皆さま方には、平素から市政の発展につきまして、格別の御協力と御支援をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

本来であれば、石川市長が参りまして、皆様にご挨拶するところでございますが、本日は出席が叶いませんので、私の方から挨拶をさせていただきます。

この度は、公私ともに大変ご多忙のなか、当会議の委員をお引き受けいただくとともに、「第10回新居浜市子ども・子育て会議」にご出席を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、本年4月1日から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、5か月が経過いたしました。新制度施行までには、2年間で延べ9回にわたり、子ども・子育て会議委員の皆様のご熱心なご審議をいただくことによりまして、新制度への円滑な移行に向けた事務対応ができましたことに、重ねて感謝を申し上げます。

本当にお世話になりました。

新制度が施行されることで、本年度から保育所を利用する際には、新たに支給認定を受けることや保護者の就労等の状況によって保育標準時間と保育短時間とに区分されることなどの変更点があったことから、保護者の方にとりましては、多少なりとも不安を抱える中でのスタートを切ったわけですが、保育所をはじめとする各施設のご協力とご配慮によりまして、大きな混乱もなく比較的スムーズな移行ができたものと認識いたしております。

しかしながら、新制度の詳細な部分については、実施主体である市町村の判断に委ねられている面もあり、残念ながら未確定となっている部分が残っていることも事実でございます。保護者はもちろんですが、新制度の対象施設である各施設設置者や関係各位の皆様方に対しましても、不安や負担をおかけすることのないよう、市としては十分配慮しなければならないものと考えております。

国におきましては、時間をかけて様々な議論が行われる中でまとめられた新制度ではありますが、完全無欠の制度というわけではございませんので、国に対する改善要望と合わせ、実施主体である市町村において、運用面でより良い制度となるようきめ細かな対応が求められ、これまでと同様に、当会議が重要な役割を果たす機関として位置付けられますことから、各委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場において忌憚のないご意見をお出しいただき、今後とも十分にご審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

(3) 委嘱状交付

【藤田次長】

ここで本来であれば、委員の皆様お一人お一人に対しまして、副市長から委嘱状の手渡しをさせていただくところではありますが、時間の関係もございますので、簡略ではありますが、あらかじめ皆様のお席の方へ委嘱状を配付させていただき、これに代えさせていただきますのでご了承ください。

なお、新居浜市子ども・子育て会議条例第4条の規定により、委員の任期は、平成27年8月1日から平成29年7月31日までの2年間となっております。

また、当会議の所掌事務につきましては、先に委員の皆様方にお配りしております、新居浜市子ども・子育て会議条例第2条に定めておりますように、本市の子ども・子育て支援に関する事項について調査審議をいただくこととなっておりますので、どうかよろしく願いいたします。

(4) 委員自己紹介

【藤田次長】

それでは続きまして、本日が委員改選後初めての会合であり、前の任期に引き続き委員をお引き受けいただいた方もいらっしゃいますが、初対面の方もおられると思いますので、恐れ入りますが自己紹介をお願いしたいと存じます。

自己紹介の順番につきましては、あらかじめ委員名簿をお配りしておりますので、名簿の順番に従いまして、岡田委員さんから順に自己紹介をよろしく願いいたします。

－ 各委員自己紹介 －

ありがとうございました。

引き続き、行政側の職員及び事務局の紹介をさせていただきます。

－ 各自自己紹介 －

なお、大変申し訳ございませんが、近藤副市長と岡部部長にはこのあと他の用務が控えておりますので、ここで退席をさせていただきます。

－ 近藤副市長・岡部部長退席 －

(5) 会長・副会長選出

【藤田次長】

それでは次に、会長及び副会長の選出に移らせていただきます。

新居浜市子ども・子育て会議条例第5条におきまして、会長及び副会長一人を置くこと及び委員の互選により定めることが規定されております。

このことから、会長・副会長の選出について、どなたかご意見がございましたらお願いいたします。

－ 事務局一任の声あり －

事務局一任という声をいただきましたが、事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか？

それでは、事務局から提案させていただきます。

会長には、前の任期と同じ新居浜市民生児童委員協議会の代表であります渡部昭子委員さんに、また、副会長には本日ご出席いただいておりますが、ご本人の内諾を得ておりますので、新居浜商工会議所の代表であります真鍋 曜委員さんをお願いをできたらと思っておりますが、ご承認いただけましたら、拍手をお願いいたします。

— 承認の拍手あり —

ありがとうございました。

それでは渡部 昭子委員さんに会長を、真鍋 曜委員さんに副会長をお願いするということで、恐れ入りますが、お二方には前のお席の方へ移動をお願いいたします。それでは、ここからの議事の進行につきましては、渡部会長へお願いをしたいと思っております。渡部会長、よろしくお願いいたします。

(6) 議 題

【渡部会長】

ただいま、当会議の会長にご承認をいただきました渡部でございます。

平成25年8月に当会議が設置され、2年間会長として関わりを持たせていただきました。子ども・子育て支援新制度の施行という歴史上の大きな転換点にあたり、これまで本市子ども・子育て支援事業計画の策定や各種関係条例の審議等を行ってまいりましたが、各委員の皆様方の多大なご協力をいただいたおかげで、2年間にわたる会長としての役目を務めることができたものと深く感謝いたしております。

このたび、引き続き会長としての大役を仰せつかったわけですが、これまでと同様、委員の皆様方のご協力をいただきながら、当会議の運営を円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、さっそく議事を進めさせていただきます。会長・副会長の選出まで議事が終わりましたので、会次第の5、議題（1）子ども・子育て支援新制度施行後の状況について、事務局から説明をいただいた後、質疑を行います。それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、事務局からの説明に入る前に、事前に送付させていただいた資料につきまして確認させていただきます。

まず、「本日の会次第」です。次に、「子ども・子育て支援新制度について・抜粋（平成27年7月改訂版）」、それから「子ども・子育て支援新制度ハンドブック（施設・事業者向け）平成27年7月改訂版」です。続きまして、「平成27年度子ども・子育て支援新制度対象施設一覧（平成27年7月21日現在）」です。次に、「子ど

も・子育て支援新制度による認定区分別状況一覧表」です。

それから、「新居浜市子ども・子育て支援事業計画体系図A4縦・1枚もの」と同じく「子ども・子育て支援事業計画進捗状況（平成27年度）」です。

最後に、「新制度に基づく各主体の役割調査票」で、こちらにつきましては本日までに事務局の方へご提出いただくこととなっておりますので、ご提出がまだの方は、この場をお願いいたします。以上、全部で8種類の資料となります。

なお、今回、新しく当会議の委員となられた岡田委員さん、立花委員さん、八子委員さん、明比委員さん、住委員さんにつきましては、昨年度作成しました「新居浜市子ども・子育て支援事業計画及び概要版」をお渡しいたしております。

また、委員報酬の支払の関係で、口座振替依頼書または委員報酬受取辞退書につきまして、該当する委員さんにお渡しいたしておりますので、お手数ですが、事務局までご提出ください。

資料の説明は以上ですが、ご確認いただけましたでしょうか？不備はございませんか？それでは、まず議題（1）の「子ども・子育て支援新制度施行後の状況について」説明をさせていただきます。

まず、みなさんご存知のように、本年4月より子ども・子育て支援新制度が始まりました。これまでの国及び市の動きについて、簡単にご説明いたします。

国におきましては、5月と7月に子ども・子育て会議を実施しており、今後も2か月に1回のペースで開催されるものと思われま。

会議での議題につきましては、内閣府に子ども・子育て本部を設置し、新制度全般にわたる総合調整を行っていくことの確認であったり、新制度移行後の状況を確認するための調査や全国の県単位で各自治体との情報交換・意見交換会を実施することなどについて議題となっているようです。現状では、国として新制度施行による問題や課題を洗い出し、集約しているといったところでしょうか。ちなみに、愛媛県では、6/10に開催され、私も出席をしましたが、国はあくまでも意見・要望として聞き置くというスタンスのように感じられ、持ち帰って回答するという内容も多かったのですが、未だに何の連絡もありません。

そもそも、国は新制度の骨格を作るまでが責任範囲で、詳細部分については、各市町の実情を踏まえて、新制度の実施主体である市や町が判断して、決定するのが仕事という考えのようです。問題なのは、消費税を財源とした国策である以上、新制度に関係する事業の実施は、全て国費が投入されるということです。つまり、市や町が勝手に決めて実施したものを、後から国がそれは認められないとなったら、市や町の財政はたまったものではありません。ですから、詳細な部分に至るまで国が責任を持って、何らかの基準を示さない限りは、市や町は無闇には動けないということになります。

そういうわけで、新制度施行における保育所や認定こども園等の利用や保育料の設定、各施設の運営に対する施設型給付費の支払いといった基本的な部分については決まっていますが、地域子ども・子育て支援事業の実施や新制度の詳細な部分については、

まだまだ未確定の部分が残っているのが実状です。

このことは新居浜市だけに限ったことではなく、全国の市町村においても、同様の状況ではないかと思われまますので、今後、国あるいは県から文書通知や通達などが出来るものと考えております。

一方、市におきましては、4月以降、保育園、認定こども園や地域型保育事業所を利用される保護者の就労状況が変更することによって、支給認定変更の手続き、特に保育短時間認定を受けていた人が、保育短時間延長の保育料を支払うこととなり、保育標準時間へ認定変更するなどの処理を行うほか、新制度の対象となる施設に対して、国が定めた公定価格に基づく施設型給付費の支給を毎月行っています。

ただし、この施設型給付費につきましては、旧制度の施設運営費負担金と違って、各施設の状況によって数多くの加算認定を行い、計算することとなっており、この加算認定については、国からざっくりとした基準しか示されておらず、最終的には市が判断することとなっているため、まだ確定しない部分が残っている状況です。

また、新制度になって、利用者負担となる保育料については、4月と9月の年2回算定することとなっているため、9月の算定替えに向けた処理を行いました。

さらに、これまで認定こども園や地域型保育事業所で行ってきた一時預かり事業については、国の実施要綱が制定されていなかったため、市からの受託ができないままでしたが、ようやく国において要綱が制定されたため、市としても9月補正で予算化し、10月から年度末までの半年間、余裕活用型方式、つまり、利用定員を満了す利用実績がないため、利用定員の空き人数を利用可能とする一時預かり事業を実施することとしています。

以上、4月以降の国及び市の動きについて説明をさせていただきましたが、新しい委員さんもいらっしゃいますので、配布資料を使いまして、子ども・子育て支援新制度の概要につきまして、簡単に説明させていただければと思います。

まず、「子ども・子育て支援新制度について（抜粋）」をご覧ください。こちらは今年の7月に改訂されたものですが、全体では136ページにも及びますので、事務局の方でポイントのみを抜粋させていただきました。なお、資料全体をご覧になりたい方は、お手数ですが、市のホームページか内閣府のホームページへアクセスしてください。

右下のページ番号1では、子ども・子育て支援新制度の対象となる施設及び事業の一覧を示しています。このうち、認定こども園の区分として、幼保連携型、保育所型、地方裁量型については、今のところ本市での該当はありません。次に、地域型保育給付の区分のうち、家庭的保育、居宅訪問型保育については、今のところ本市では該当がありません。また、地域子ども・子育て支援事業のうち、実費徴収補足給付事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業についても、今のところ本市では該当がありません。

次に、2ページでは、新制度によって新たに設けられた1号・2号・3号認定子ども

の区分を示し、3ページでは、少しわかりにくいのですが、新制度施行前後での利用手続きの違いを示しています。要は、保育園も幼稚園も、施設と直接の契約を結ぶことになり、法律上は市から個人への金銭給付が行われた上で、利用者が施設へ費用を支払うことになるのですが、実際は、法定代理受領という形をとって、保育料部分を除く費用を市から施設へ支払うということになります。

4ページでは、新制度における幼稚園の選択肢について、一覧表にしています。公立の保育園及び公立幼稚園は、選択の余地なく新制度へ移行しなければならないのですが、私立幼稚園は新制度に移行する・しない等についての選択が可能となっています。

5ページでは、新制度による地方と都市部での取組内容の違いについて整理しています。6ページでは、市町村において策定が義務付けられている子ども・子育て支援事業計画について整理しています。7ページでは、認定こども園の4区分について比較したものを一覧表にしています。

次に、8ページから10ページまで、地域型保育事業の位置付け及び認可基準について整理しています。続いて、11ページから13ページまでは保育を必要とする2号認定・3号認定を受ける場合の保育の必要性の事由、保育必要量区分、優先利用の基準について整理し、14ページでは、保育を必要とする場合の利用手順について示しています。15ページ・16ページでは新制度の対象施設に市から支払われる施設型給付費の根拠となる公定価格について整理しています。

次に、17ページ及び18ページについては、市から施設へ支払うこととなる施設型給付費に係る国・県・市の財源内訳について整理しています。19ページでは、さきほど私立幼稚園は選択可能と説明しましたが、それを受けて、新制度へ円滑な移行を図るための留意事項について整理しています。20ページでは、国が示した新制度の対象となる施設の利用者負担、保育料について、上限額を示しています。この金額を上限として、各市町においてそれぞれ保育料を設定します。

続いて、21ページと22ページでは、地域子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業の概要について整理しています。23ページから25ページまでは、13事業のうち、①の利用者支援事業について整理しています。24ページにありますように、新制度の運用及び市の事業計画を円滑に進めて行くためには、この利用者支援事業が重要なポイントになると位置付けられています。26ページと27ページでは、地域子育て支援拠点事業について整理をし、28ページから30ページまでは一時預かり事業、その中でも特に29ページと30ページでは、幼稚園型の一時預かり事業について整理しています。今年度は、国からの一時預かり事業の実施要綱の提示時期が遅れたため、市の予算対応が間に合わず、従来どおり文部科学省の私学助成による預かり保育補助の形をとってもらっておりますが、各施設の意向調査を行った上で、来年度は30ページ右半分の真ん中にありますように、市からの受託についても対応したいと考えております。

次に、31ページから33ページまでは、子育て支援員研修について整理しています。子育て支援員の研修を受講し、修了すれば子育て支援員の認定が受けられ、小規模保育やファミリー・サポート・センター、地域子育て支援拠点施設などで従事可能となるもので、保育の質の向上や保育士不足に伴う人材確保に大きな期待が寄せられています。

ちなみに、本市単独での研修開催については、講師の確保等で非常に難しい面があるため、県内を網羅する形で、9月から愛媛県が実施することとなっています。

また、新居浜市では、独自のものでこれに代わるものとして、子育て支援アシスタント養成講座を実施し、約30名の受講をいただきました。これは、子育て支援員の認定を受けられるものではないのですが、市独自の認定を行った上で、地域における子育て支援の人材として活用するためのサポートを行っていきたいと考えています。

次に、35ページでは、今年度国が子ども・子育て支援のために確保するとした0.7兆円の内訳を量的拡充と質の向上とに区分して整理しています。ところが、この2つを合計すると0.5兆円にしかならないため、なぜだろうと思っておりますと、35ページに所要見込額より少ないことや私立幼稚園の新制度の移行率が低いことなどから、0.7兆円の範囲内で実施する事項は、0.5兆円程度ですべて実施できるという、驚くべき理論を展開しています。

新制度が始まる前から、当会議においても国の財源確保は大丈夫なの？かといった声が上がっていたと思いますが、予想どおりというか、やっぱりというか、新制度施行初年度からこのような結果となりました。こういうことがあるので、現場の市町としては、国に踊らされて、あれもこれもと気軽に手が出せなくなるのも致し方ないことであると思います。

以上で、「子ども・子育て支援新制度について（抜粋）」の資料の説明を終わらせていただきまして、次に、「子ども・子育て支援新制度ハンドブック（施設・事業者向け）平成27年7月改訂版」をご覧ください。こちらの資料は、一般の保護者向けではなく、施設・事業者向けということで、特に関係のある部分に焦点を当てたものとなっております。時間の関係上、こちらの説明については割愛させていただきますので、お目通し願います。

続きまして、「平成27年度子ども・子育て支援新制度対象施設一覧」をご覧ください。こちらは、平成27年7月21日現在のものを一覧表にしています。4月以降の変更点といたしましては、施設設置者の欄で、下から3段目のちびっこワールドにはま園の設置者が個人から一般社団法人に変わりました。と言いましても、代表者自身は変わっておらず、昨年度まで当会議の委員であった星加三枝さんです。

次に、「子ども・子育て支援新制度における認定区別状況一覧表」をご覧ください。

新制度が施行されて、本市における1号認定・2号認定・3号認定の人数分布がどのようなになっているのかを把握するために作成したものです。

こちらの資料につきましては、少し見づらくて申し訳ないのですが、裏面に国が全国

的な平均値として提示したものを添付しており、こちらと比較をいたしますと、まず、1号認定では、本市が6.1ポイント少なく、2号認定では、逆に8ポイント多くなっており、3号認定でも、6.4ポイント多いことから、それら結果として、本市では長時間就労の家庭が多く、1号認定の幼稚園よりも2号・3号認定の保育園を利用する世帯が平均値よりも多い傾向にあることがわかります。

また、全国平均に比べて、幼稚園よりも保育園の利用者が多いということは、単に就労時間が長いからという表面的な理由だけでなく、その裏側には家庭における養育力を補ってもらい、肩代わりしてもらいのために、あえて保育園を選択しているケースもあるのではないかという見方もできるかと思われます。この点については、証明できるデータ等はないのですが、もし仮にそういった要因があるのだとすれば、保育園へ過度に依存するのではなく、各家庭の養育力を高めるための取組を強化するとともに、新制度の趣旨である子どもにとっての最善の利益を保障した上で、保護者が望む子育てによりふさわしい教育・保育や地域子育て支援等を組み合わせることができる幅広い選択肢について、周知を図るとともに、今後提供していくことが必要ではないかと思っております。

また、この表の中で1号認定・2号認定・3号認定に対するものとして、一時預かり事業や地域子育て拠点施設などを利用しながら家庭内において保育している世帯を0号認定として区分しました。正確な数字はつかめませんが、市内の認可外保育施設を利用する世帯を除いても、各認定区分のうちで0号認定が最も多い区分となり、割合で言いますと、0～5歳児人口全体の34.4%を占めております。

待機児童の問題がクローズアップされ、保育園、幼稚園、認定こども園や地域型保育事業など各施設の量の確保をどうするのかという部分に目が行きがちですが、数の面から言うと、実は子育て支援における最も大きな塊（グループ）は0号認定、つまり家庭内保育世帯であることから、この塊（グループ）に対するきめ細やかなサービスの充実をおろそかにはできないと考えております。

最後になりますが、「新居浜市子ども・子育て支援事業計画体系図及び同計画進捗状況（平成27年度）」をご覧ください。

まず、計画体系図につきましては、「子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つあかがねのまち」を市の基本理念とし、これを実現するために4つの基本方針、柱となる取組方針を設定しております。これら4つの柱に沿って区分された基本施策が、基本方針を実現するための基本計画として位置付けられ、最後に、基本施策にぶら下がる個別の事業が実施計画という、基本理念～基本方針～基本施策（基本計画）～実施計画という4層からなる計画構成となっております。

このことから、個別の事業を実施すれば目的が達成されるということではなく、個別の事業を実施することによりその上位に位置付けられる基本施策の達成に結び付くかどうか、また基本施策が達成されることで基本方針の達成に結び付くかどうか、さらには基本方針が達成されることで基本理念の達成に結び付くかどうかという視点で評

価・検証をしていただく必要がありますので、よろしく申し上げます。

それでは、次に「新居浜市子ども・子育て支援事業計画進捗状況【平成27年度】」をご覧ください。

こちらの資料につきましては、本年度末に平成27年度実績として、あらためて当会議で審議していただくこととなるものですが、平成26年度実績、平成27年度実施内容及び検討課題等についてあらかじめ委員の皆様にご認識しておいただければと思います。提示させていただきましましたので、何かお気づきの点等がありましたらこの後ご質問等いただければと思います。

また、昨年度策定したばかりですが、これまでの間に変更要素等があり、一部修正した箇所がありますので、その点につきまして説明させていただきます。

まず、2ページの11番をご覧ください。こちらの担当課欄につきましては、本年度の機構改革によって、市民活動推進課が地域コミュニティ課へ名称変更されましたので修正をいたしました。次に、3ページ16番の実施内容についてですが、「保育に欠ける」という文言は、子ども・子育て支援法において「保育を必要とする」という文言に置き換えられたため修正をいたしました。次に、4ページ31番の「乳幼児健康支援デイサービス事業」については、新制度において「病児・病後児保育事業」の名称となっておりますので修正しました。次に、6ページ44番の保育料等利用者負担の見直しの担当課欄について、公立保育園保育料も対象となることから、学校教育課を追加しました。

同じく6ページ48番の母子家庭の表記については、母子だけではなく父子についてもひとり親家庭というくくりにとらえ方が変わりましたので、修正しました。

次に、7ページ50番の高等技能訓練奨励費につきましては、高等職業訓練促進給付金に名称が改められておりますので修正し、その下の51番につきましては、社会福祉協議会への委託事業から市の直営事業に変わっておりますので削除しました。

次に、8ページ59番の事業名につきまして、男女共同参画推進事業所としておりましたが、女性活躍等という文言の方がよりふさわしいということで修正することとしました。次に、10ページ78番の実施目標欄につきまして、当該事業に関連するものとして、にこにこクラブ卒業後の保護者を対象とした交流会の実施を追加するとともに、保護者交流会の実施回数を記載しました。次に、同じく10ページ79番の実施内容につきましては、障がい児に対する文言のみでしたが、発達課題のある子どもについても新たに追加をしました。

同じく10ページ80番につきましては、事業名を保育所等訪問支援の推進に修正するとともに、新たに実施内容に発達支援課が実施している巡回相談を加えまして、巡回相談の件数を追加しました。なお、実施内容の文章についてですが、お手元配付の資料では「障がいや発達課題のある子どもの早期発見、早期対応及び継続支援を実施します。」となっている箇所を「障がいや発達課題のある子どもへの早期支援を実施します。」に修正させていただきたいと思っております。

最後に、11ページ84番につきましては、さきほど説明をいたしました内容と同様で、担当課名を地域コミュニティ課へ変更いたしました。

以上で、大変長くなりましたが、「子ども・子育て支援新制度施行後の状況について」の説明を終わります。

【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

【合田史委員】

子ども・子育て支援新制度における認定区分別状況一覧表のうち、0号認定の人数には、1号認定・2号認定・3号認定を受けられなかった人は含まれていないのか？

【事務局】

1号認定に関しては、幼稚園に入れられないことは考えられないため、2号認定・3号認定が対象にはなり、実数を把握できているわけではありませんが、表面的な話で言うと、現在、新居浜市において待機児童は発生していないことから、保育を必要とする世帯については、2号認定または3号認定を受けた上で、保育園等を利用しているものと考えており、0号認定には含まれてはいないという回答になります。しかしながら、実質的には潜在的な待機児童の存在も認識しておりますので、その点については注意が必要であると考えております。

【合田幸委員】

子ども・子育て支援事業計画No. 13の「校區別子ども・子育て会議の設置」については、具体的に進んでいるのか？

【事務局】

市全体を網羅するのが当会議の位置付けだとすれば、各校区において地域の子育て支援を進めるためには校区単位での子ども・子育て会議の設置が望ましいということで計画に登載したが、現実的には各校区における活動は生活全般にわたって既に様々な組織化が行われており、さらにその上に子育て支援のための組織を立ち上げることについては、各校区における自治会や公民館等の関係者との調整・協議が欠かせないものと認識しています。

まずは、地域における子ども・子育て会議の役割を明確にした上で、話し合いを進めていきたいと考えています。

【近藤委員】

子ども・子育て支援事業計画No. 92の「イクジイ・イクバア孫育て教室の

実施」については、何か動きがあるのか？

【事務局】

こちらについては、昨年度に市民代表の岡部委員さんからの提言を受けて計画に登載したのですが、この事業を実施するための組織・団体・グループが存在するわけではなく、どこかに声かけをして実施するというにはならないため、まずは対象者をどうやって把握し、その上でどのような形で実施することが効果的であるか等についての検討段階であり、長期的なスパンで取り組んでいくことになるものと考えています。各委員の皆様からも、何か良いアイデア等がありましたら、お申し出いただければと思っています。

【渡部会長】

議題（１）については、このあたりで終わらせていただいて、次の議題に移らせていただきたいと思います。それでは、議題（２）「新制度における各主体の役割について」事務局から説明をいただいた後、質疑を行います。それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議題（２）「新制度における各主体の役割について」ご説明をさせていただきます。

あらかじめ各委員の皆様から、このことについての書類をご提出いただいておりますが、今さらという思いを持った委員さんもいらっしゃるのではないかと思いますので、簡単に趣旨をご説明させていただけたらと思います。

書類にも書かせていただきましたが、昨年度は当会議におきまして、新制度に関わる各界各層の皆様方からのご意見やご要望等をお聞きかせいただき、新居浜市子ども・子育て支援事業計画を策定したところですが、この計画は子ども・子育て支援法第２条の基本理念を具現化するものとして位置付けられます。

ここであらためて法第２条の基本理念を見てみますと、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」と明記されています。

一般論としましては、ここに書かれてあるとおりで誰も異論はないと思うのですが、これまでの議論では行政において具体的に取り組む事業ばかりに焦点が当たり、基本理念に謳われている各主体のうち、保護者、家庭、学校、地域、企業などの存在が希薄であったように思われます。そこで、行政以外の各主体において、具体的に何をどうするか議論よりも前に、まずはそれぞれの役割と責任について、少なくとも当会議で合意形成を図っておく必要があるのではないかと考えました。

もちろん、どの主体が何パーセントの役割を担わなければならないという正解はありませんし、100人に聞けば100通りの答えがあっても不思議ではないようなテーマだと思います。しかしながら、100人が100通りの答えを持っていて、その100人が議論したとしても、結局のところ、皆それぞれの考えを出し合うだけで、全体として一つのものに集約はできません。集約できないとなれば、せっかく計画で基本理念を定め、みんなで同じ方向を向いて進んでいきたいと思いますというのが絵に描いた餅になってしまうのではないのでしょうか。

本日は、このことについて話し合い、一つの答えを出そうとする訳ではありません。先ほど申し上げましたように、正解というものはありませんので、新居浜市としてここにおられる委員の皆様方の総意として、当会議としての答えを集約し、それを広く市民の方に知っていただき、より多くの理解を得ることが、今後の取り組みを進める前提として必要ではないかと考えております。

ですので、本日は各主体を代表していただく形でご意見をいただくとともに、まずご提出いただいた結果を単純集計（平均）することにより、後日あらためて事務局案として提示させていただいたものに対してご意見等をいただきながら、最終的にまとめていければと考えておりますので、委員の皆さんからのご意見等をお聞かせいただければと思います。

以上で、簡単ですが「新制度における各主体の役割について」の説明を終わらせていただきます。

【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの事務局からの説明を受けまして、どなたかご意見はございませんか？

【岡野委員】

行政の立場としては、利用者ニーズを把握した上で、取り組むことが大事である。学校では、何よりも生きる力をつけることが基本であり、その上で学力や規範意識などをバランスよく身に付けてもらうことを考えながら取り組んでいるところである。

【合田史委員】

地域共同体が崩壊している現代においては、幼稚園・保育園等が全力を挙げて、保護者を支援するという側面と子育てをどうしていくかという側面を担わなければならない。一番最初に子どもを預かる施設としては、子育て・親育てという視点で取り組む必要があり、そこでの取り組みによっては、小学校に上がった時に困るケースが出てくることもあるため、20年後の新居浜市の人材を育てていく（基礎をつくる）という考えを持つことが必要である。

(7) その他

【渡部会長】

それではそろそろ予定の時間も迫ってまいりましたので、続きまして「その他」の議題に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、その他の事項として、事務局から2点ほど申し上げます。

まず、議題(2)「新制度における各主体の役割について」につきましては、未提出の委員さんからの提出を待って、後日集計結果を提示させていただくとともに、それに対するご意見等をご提出いただき、その結果を再度提示させていただくといった対応によって進めさせていただきたいと思っております。

なお、これらのやりとりにつきましては、基本的に文書を郵送する形にはなりません。わざわざ文書を送っていただかなくても、FAXや電子メールでも構いませんので、お手数をおかけしますがどうぞよろしくお願いいたします。

次に、今後の当会議の開催予定についてですが、今回は2年間の委員任期が満了し、委員の改選に伴う開催となりましたが、基本的には年1回、毎年の事業計画の進捗状況を把握するための会を開催する予定です。

また、当会議の開催時期につきましては、これまでの例にならい、毎年2月後半を予定しております。ですので、次回の会の開催は、平成28年2月後半となりますので、できれば年内に日程調整を行い、年明けには開催通知をお送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

先ほどお話ししましたように、新制度施行後は、これまでに国からの通知・通達といったものがなく、いわば無風状態ではありますが、新制度が今のままで十分ということではない以上、今後何らかの動きがあるものと思われまますので、引き続き国の動向には留意しながら、各委員の皆様方に随時情報提供をさせていただきたいと考えております。

なお、各委員の皆様からも、何か気になる点やわからない点などがございましたら、どんなことでも構いませんので、事務局の方までご連絡いただければと思っておりますので、本市の子ども・子育て支援に関しまして、これまでと変わらぬご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

— な し —

【渡部会長】

予定の時間もまいりましたので、本日の会議を終了させていただければと思

ますが、今後、また何かお気づきのことがございましたら、事務局の方までご連絡をいただければと思います。

それではこれもちまして、第10回新居浜市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。最後までご協力いただきまして、ありがとうございました。

本日は誠に疲れさまでした。

以 上